

学校行事等の中止について（追加連絡）

7月までの学校行事等については、4月16日に配付させていただいた文書でお知らせしておりますが、新たに決定した内容についてお知らせします。

行事等名	実施予定日	対応
そなえーる見学（6年）	6月4日（木）	受入施設と相談した結果、例年どおりの見学が難しいため、中止とさせていただきます。
そなえーる見学（4年）	6月11日（木）	受入施設と相談した結果、例年どおりの見学が難しいため、中止とさせていただきます。
参観日	6月19日（金） 6月24日（水） 7月1日（水）	保護者の皆様の授業を参観するスペースを確保することが難しいことなどから、中止とさせていただきます。9月の参観日は、予定どおりの実施を検討しています。 なお、7月実施予定の個人懇談は、希望される方に実施する予定です。
社会見学（2年）	7月2日（木）	滝野すずらん丘陵公園の開園の見通しが立たないこと、バスでの長時間移動に課題があることから、延期とさせていただきます。実施時期は未定です。
浄水場見学（4年）	7月14日（火）	受入施設と相談した結果、例年どおりの見学が難しいため、中止とさせていただきます。
水泳学習	7月から8月	更衣室やシャワーなどの利用に当たり児童間の適切な距離を保つことが難しいことなどから、千歳市教育委員会からの指示により、今年度の水泳学習は中止します。なお、水に関する事故の防止の観点から、全ての学年で、水遊びや水泳運動に関する心得については取り扱うこととなります。

今後も、予定の変更などについて、速やかに保護者の皆様にお知らせします。

臨時休業中の過ごし方について（お願い）

昨年度の2月から断続的に臨時休業が続いておりますので、改めて、臨時休業中の過ごし方について確認させていただきます。

- 授業日（学校で授業などを行う日の時間帯）は、原則として自宅で学習をすることとなっております。学校から出された課題や、文部科学省などが提供している学習支援サイトにある課題に取り組むようお声かけください。
- 休みが続くと、生活リズムが乱れがちになります。勉強する時間、ゲームをする、テレビを観る時間をしっかりと決め、生活のリズムが崩れないようお声かけください。
- 時には、公園で体を動かす、散歩をするなど外で運動をする機会をもつことも大切です。人の少ない時間帯に体を動かすには、授業日の日中に行うケースも出てくるかと思えます。ただし、その場合は、保護者の方の判断で行っていただくこととなります。思わぬ事故や事件に巻き込まれることのないように、十分お気を付けください。
- 週末や祝日などの過ごし方は、各ご家庭の判断となります。ただ、公園でいわゆる「密」の状態となり、マスクなしで遊んでいる様子が見られるとの声がかかります。専門家によると、屋外であっても、コロナウイルスに感染するリスクはあるとのことですので、感染防止の対策に気をつけるようお声かけください。



文部科学省から布製のマスクが届きました

1人2枚配付するとされていた布製のマスクの第1弾が4月27日に届きました。学校再開後に、全児童に1枚配布します。残り1枚については、届き次第、お渡しします。なお、本校にお孫さんが在籍しているという千歳市外に住んでおられる方から、布製のマスクを寄贈していただきました。マスク不足が解消されない中、貴重なマスクですので、学校再開後、希望される方にお渡しできるよう準備していきます。

いじめについてもう一度考えてみませんか？

平成25年にいじめ防止対策推進法が成立してから7年が経過しようとしています。この間、いじめについて様々な取組が全国で進められ、「いじめは絶対によくないこと」という考え方が全体に根付いてきました。しかし、全国には、いじめを苦にして自らの命を絶つといった痛ましい事例が未だになくなっていません。今一度、なぜいじめに関する法律ができたのか、その背景などについて考えたいと思います。主な背景は次の3点です。

- いじめについて詳しく調査していくと、「いじめはいつでも、誰にでも起こりうること」だということが分かりました。昨日までいじめる側に回っていた人が、次の日にはいじめられる側になるというケースがよく見られます。いじめは「自分には関係ない」ということではなく、いじめをなくすためには、自分はどうしたらいいかということを考えるために法律ができました。
- いじめは、子どもたちの中だけで起こることではありません。大人の社会の中にも、「〇〇ハラメント」という嫌がらせが存在します。子どもの時から、こうした嫌がらせを起こさないようにするためだけではなく、大人の社会からもこうした嫌がらせをなくすために、「社会総がかり」でいじめについて考えるために法律ができました。
- いじめを定義することはとても困難です。今のいじめの定義は、相手がいじめだと思えば、その行為はいじめになります。「そんなつもりではなかったのに」と思っても、相手に嫌な思いを与えていることは多々あります。いじめの定義を広く解釈できるようにすることで、相手の思いを考えて自分の言動を見つめ直す機会とするために法律ができました。

いじめで一番多いのは、調査結果から、「悪口」「冷やかしからかい」「嫌なことを言われる」となっています。

いじめをなくすためには、私たちが「軽い気持ちで」行動する前に、相手のことを「真剣に考えて」行動することが大切だと思います。

現在、コロナウイルスに感染された方の中に、偏見や差別で苦しんでおられる方がいらっしゃいます。運送会社の人や医療従事者の方に厳しい目が向けられていることなど、報道で目にすることがあります。普段、冷静に考えれば、そのような行動をすることはないことだと思われることが多いと感じます。

「コロナ」という名前のオーストラリアの少年が、学校でいじめられて嫌な思いをしました。それを知ったアメリカの俳優のトム・ハンクスさんが「大好きな友達のコロナへ」という手紙を送り、自身の感染の体験を踏まえて少年を励ましたというニュースがありました。今、私たちは不安なことが多い、大変厳しい状況の中で生活しています。こうしたときだからこそ、改めて、いじめについて、相手を思いやることの大切さについて考えるよい機会ではないかと思っています。

不安なことなど相談したいことがあればご活用ください

子ども相談支援センター 相談窓口のお知らせ

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど相談してください。

●電話相談
☎ 0120-3882-56
(無料、毎日24時間対応)

●メール相談
doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp
※急ぎの場合は電話相談を利用してください。

●来所相談
(10～16時、土日・祝日、年末年始はお休みです。)
子ども相談支援センター
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階
※上記の電話相談で予約してください。

※センターのWebページに、「子ども相談支援センターへの相談事例」を掲載しています。次のURLからご覧ください。
URL: <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/soudaniirei.pdf>